

ご自身の相続をスムーズに進めるために

相続手続をスムーズに進めるために必要なことをまとめました。

ご不明な点等がありましたら、[お近くの法務局](#)までご連絡ください。

現状又は予定	必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ・相続登記がされていない ・建物が登記されていない ・相続財産が未分割であることが分かった 	相続登記（ 相続登記の詳細は10ページへ ）
<ul style="list-style-type: none"> ・家族などに相続させる（贈与する） 	遺言書を作成（ 遺言書の詳細は15ページへ ）
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の死亡後の住まいのことは遺産分割などにより家族の相談に任せるが、事務手続や当面の管理者を指定しておく 	信託契約 や 死後事務委任契約 の締結
<ul style="list-style-type: none"> ・相続させた後、相続人が不動産を売却する予定 	登記簿の確認 、 隣地境界の確認

※相続登記について詳しく知りたい方は10ページへ

遺言書の作成について・・・

遺言書の作成の有無について記載しておきましょう。

①遺言書を作成していますか

作成している 作成していない

②作成している場合、どこに保管していますか

自宅 公証役場 法務局 その他（ ）

※遺言書について詳しく知りたい方は15ページへ

その他、伝えておきたいこと

所有している不動産（土地・建物）について、相続人等に伝えておきたいことがあれば記載しておきましょう。

- 近所の人と申合せ事項がある（隣地境界等）
（ ）
- 建替えについて制約がある
（ ）
- 専用道路の権利関係が複雑
（ ）
- その他
（ ）

その他（メモ）